

# 新報

隠岐教育  
隠岐教育事務所  
隠岐の島町潮路4  
電話2-9712

## 学校支援計画を 振り返って

### A 授業づくりに係る支援

今年度の学校訪問の回数は五十七回でした。全て申請希望による訪問であること、訪問の際に管理職との面談の時間が設定されたことで、実態やニーズに応じた支援に繋げることができました。また、多くの研究授業や研究協議に参加させていただきました。子供たちに力をつけようとする先生方の熱心な姿を見ることができました。協議では、学習指導要領を基に情報提供をしました。今後、各学校のニーズに応えられるような学校訪問ができるよう努めていきたいと思えます。



管内研究主任会を今年度も二回実施しました。参加者は、校内研究の計画や悩んでいることをお互いに共有しあい、助言をしあったり、励ましあったりする姿が見られました。来年度も授業づくりや学力育成、校内研究の推進、OJTの充実につながるような研修を企画していきます。

### B 生徒指導に係る支援

今年度も各町村教育委員会と連携し、学校の組織的な生徒指導のために支援を行いました。学校に継続的に関わる派遣指導主事との情報交換を密に行い、学校への直接的な支援のほか、町村教育委員会を通じた支援も行いました。学校訪問においても、教育委員会と連携したこと、学校体制や取組の重点等を理解し、その後の継続した支援につなげることができました。

学校は不登校・不登校傾向

児童生徒への支援はもちろん、家庭とも連携を図り、きめ細かに対応しています。学校や家庭の支援の方法や連携先を増やすため、相談先や受診できる医療機関等の一覧を今年度各学校に配布したところですが、必要に応じて活用ください。そして引き続き、魅力ある安全安心な学校・学級づくりをお願いします。

### C 特別支援教育に係る支援

今年度は、隠岐教育事務所主催による生徒指導研修をやめ、学校からの申請による校内研修を充実させました。その結果、多くの学校のニーズや実態に応じた校内研修を行うことができました。今年度二回の計画訪問を行いました。管理職のリーダーシップの元、支援の必要な児童生徒について、組織的に実態を把握し、指導・支援が行われていると感じました。しかし、支援の必要な児童生徒が増加していることで、特別支援教育コーディネーターや学級担任の負担感が増えています。学校からの要請に応じた学校訪問や外部リ

ソースにつながるような情

報提供を随時行ってきたいと考えています。年度初めに、新設特別支援学校訪問、年間二回の特別支援学級・通級指導教室新任担当者研修を行いました。年度初めの学校訪問や研修は、スタートしたばかりで困り感が出にくいこと、研修も、教育課程等分かりにくい内容であったことから、来年度は、時期、回数、内容等、ニーズに即した支援ができる体制を整えたいと考えています。今年度、四校の指定校に、自立活動の指導について、授業公開及び研究協議を行っていただきました。特別支援学級の担任だけでなく、学校全体で自立活動について考える機会を設けたことは、特別支援教育の推進・充実につながっています。

(文責 濱田・藤野・角脇)

## 社会教育を 振り返って

### 「ふるさと教育の推進」

ふるさと教育推進の中核として生活科や総合的な学習の時間の充実があげられ、各町村の派遣社会教育主事

と派遣指導主事が連携しながら支援を行っています。このことにより、各校の実態に即した特色ある年間計画や、児童生徒につけたい力を意識した学習内容となりつつあります。

また、学校と公民館・地域住民等が連携・協働しながら課題解決に向けて取り組んでいます。その過程で児童生徒が培った実践力は、ふるさとを愛する心と、たくましく生きる力につながっていくものと考えます。

### 「学校・家庭・地域の連携・協働」

隠岐の島町の「つながらあや」に代表されるような多世代対話型交流や西ノ島町の学習支援(休日・中学生対象)など、子供への支援を通じて地域の方々の参画を得ることにより、社会教育に関わる方々が増えてきています。

今後は、児童生徒にとって身近な理解者・支援者となり得る高校生や大学生、島留生のような若い年齢層が様々な活動に関わる機会を創出していききたいと思います。

(文責 加多)

## わたしぶね

人事異動の時期が近づいてきました。近年、運送業界でのドライバー等の人手不足を背景に、引越業者の手配が困難になることが懸念され、移転費用も高額になってきています。このことを考慮して赴任旅費の移転料等の請求にあたっては、加算調整を行うことができるなど移転費用の負担軽減ができる場合があります。引越業者を利用した移転だけでなく、二回に分けた移転や、レンタカー、トラックルームを利用した移転も、条件によっては加算調整の対象となります。

また、引越業者の手配ができず、異動後の住居に直ちに入居することができない場合には着後手当の加算調整も可能です。これらの加算調整のためには、事前に引越業者等の見積書等の取得、教育庁総務課への協議が必要な場合があります。詳しくは、各学校の事務担当者へ相談してください。

(文責 早川)

